

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第23回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成23年3月9日（金） 15:00～16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，總山哲，山口幸雄（委員長）

（庶務）根占総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 新63期修習生の判事補任官希望者について

(2) 平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

74 平成22年11月15日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付  
について（通知） 添付省略

75 平成23年2月23日付け裁判官指名諮問候補者に係る名簿等の送付に  
ついて（通知） 添付省略

76 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）

77 判事再任（任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

(1) 新63期修習生の判事補任官希望者について

庶務から，新63期司法修習生の判事補任官希望者について説明され，特に情報収集を行う必要はなく，指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告することとされていたところ，これらの指名候補者に関する情報の提供が

なかったこと及び12月21日の指名諮問委員会で審議の結果、指名候補者100人のうち98人については指名することが適当であり、2人については指名することは適当でないと答申されたことが報告され、全委員が了承した。

(2) 平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、審議資料75のとおり指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い、その結果を6月10日（金）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨及び再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明された後、委員から次のとおり意見が述べられ、審議した。

- ・ 司法制度改革審議会では、裁判官が再任するに当たっては他職経験が必要であり、全員が他職を経験すべきとされているが、実際には他職を経験している裁判官が少ないと思われる。再任までにもっと広く他職を経験すべきである。
- ・ 福岡県弁護士会では弁護士の情報のとりまとめや段階評価式アンケートによる情報提供は行っていないことから、審議資料77の「指名諮問委員会での協議において、情報収集における留意事項として、「弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめるのは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうように会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との取りまとめがなされておりますので、念のため申し添えます。」との記載は削除されたい。

審議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集の方法については、従前どおりとすることとされ、審議資料76及び77のとおり再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、全委員が了承した。

(3) その他

ア 平成23年上半期の答申について

庶務から、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果について、次のと

おり説明された。

(ア) 平成23年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者については、指名候補者117人のうち、その後、願を取り下げた2人(うち1人は指名することについて判断を留保した第45回後に願を取下げ)を除く115人について判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議が行われ、審議の結果、113人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当ではないと、最高裁に答申された。

(イ) 平成23年4月期の弁護士任官候補者8人については、審議の結果、5人については裁判官として指名することが適当であり、3人については裁判官として指名することは適当ではないと、最高裁に答申された。

イ 調停官経験を有する弁護士任官希望者の情報ルートについて

委員から次のとおり意見が述べられ、審議された。

- ・ 指名諮問委員会(第45回)議事要旨によると「当委員会に対する資料や情報のルートは、最高裁判所からのルートと、地域委員会からのルートと二つ並立するという仕組みがとられている。」とされている。情報ルートが2つあることは良いとしても、地域委員会に対し、指名候補者の調停官の執務状況等に関する地家裁所長の報告書が寄せられなくてもよいとはならない。同議事要旨によると、「最高裁判所から提供された資料を地域委員会にも提供すべきか否かは、」「当委員会が必要に応じて個別判断の上、提供の必要性が認められれば、提供することになる」と記載があるが、実際に提供されることはないのではないか。地域委員会は、地家裁に対し、情報収集の依頼をしているのであるから、地家裁所長は、最高裁ルートで提出している情報を地域委員会にも提出すべきである。地域委員会は、集められた情報を指名諮問当委員会に伝達するだけでなく、集められた情報を検討した上で意見を付けて指名諮問委員会に報告する

という機能を持つものであり，調停官に関する所長の報告書等は，地域委員会に対して寄せられた情報と対比し，意見を付けるために必要な情報であり，同議事要旨7頁にある「現在の運用で特段支障が無い」とは言えない。

- ・ 裁判所も地域委員会も指名諮問委員会に対する情報提供機関として並列であり，それぞれの立場から自由な意見を提供することが必要なのであるから，裁判所が責任を持って直接指名諮問委員会に提出する情報を地域委員会にも提出せよとするのは制度趣旨に反するし，実質的に地域委員会が裁判所の情報に対する審査機能を有することとなり，相当ではない。
- ・ 裁判所の情報を審査するという趣旨ではない。調停官制度の狙いの一つとして弁護士任官のルートの開拓もあることから，調停官経験を有する指名候補者については，最近の調停官としての能力，執務状況等がどのようなものであったのかという情報を踏まえ，例えば，地域委員会が独自に収集したネガティブ情報は古いものであり，現在は異なっている等の意見を付すことができるようにすべきであるという趣旨である。
- ・ 地域委員会が独自に収集した情報に基づき審議すればよいのであり，それ以外の情報まで踏まえて，意見を付す必要はない。
- ・ 指名候補者との面識があれば別であるかもしれないが，寄せられた情報の中のどれが正しく，どれが誤ったものかを判断することはできない。委員会としてそのような意見を付すことは，ある意味で無責任な意見になってしまう。
- ・ 指名候補者が裁判官としてふさわしいかどうかの情報をどのように集めるかは方法の問題であり，地域委員会ごとに方法が異なることになれば，指名候補者にとって不公平になる。情報を収集する方法は，全国的に統一する必要がある。情報収集の方法と範囲については，指名候補者

間で平等であるべきだと考える。

審議の結果，調停官経験の弁護士任官希望者の情報ルートについては，指名諮問委員会から示されたとおりとすることとされた。

ウ 指名諮問委員会における重点審議者の追加について

委員から次のとおり意見が出された。

- ・ 再任（判事任命）候補者について，指名諮問委員会（第４５回）議事要旨の３頁に作業部会において重点審議者に追加された旨の記載がある。今後，裁判官の資質として問題があるとの情報が地域委員会に寄せられた場合には，重点候補者にすべきとまで言うかどうかは別として，果たして裁判官として適格なのか，少なくとも改善すべき問題点があるのではないかという点を議論していく必要があると考える。

７ 次回（第２４回）の福岡地域委員会の期日が，次のとおり指定された。

６月１日（金）１５：００